



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成24年10月25日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の設置について

昨日開催された第13回社会保障審議会年金部会において、「厚生年金基金制度に関する専門委員会」が設置されました。当該専門委員会の概要等について下記のとおりご案内いたします。

なお、当該専門委員会は、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部(第7回)」の決定事項において「10月中旬に年金部会の下に設置し、厚労省が提示する『厚生年金基金制度改革試案』に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る」とされていたものであり、11月から具体的な議論・検討が開始される見込みです。

設置された専門委員会の概要

※ 委員名簿や運営方法等は厚労省 HP に掲載されております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002mknd.html>

1. 設置の趣旨

「代行制度」をはじめとする厚生年金基金制度の今後のあり方を検討するため。

2. 検討項目

- ①代行制度の在り方、②持続可能な企業年金の在り方、③いわゆる「代行割れ問題」への対応、④その他

3. 委員

社会保障審議会年金部会の委員から、出身分野や専門領域、厚労省の有識者会議への参画等を考慮し、年金部会の部会長が指名した9名。

社会保障審議会年金部会の模様

- 専門委員会の設置自体がテーマであったため、当日の年金部会では厚生年金基金制度の在り方等に関する具体的な議論はありませんでした。
- また、専門委員会の設置自体に対する異論は年金部会委員から聞かれませんでしたが、委員の一人から「専門委員会は厚労省の決定事項ありきの検討を行うのか？つまり、専門委員会では代行制度廃止のための方法等を議論することになるのか？」との質問があり、事務局(厚労省企国課長)が「専門委員会の結論を事務局が縛ることはないが、厚労省が提示する試案について議論していただきたい。」と回答する一幕がありました。
- この他、委員からは、専門委員会の運営に関して「中退共やDB・DCもテーマに含め、総合的に議論してほしい」や、「現行の特例解散制度の実態や、基金加入事業所が求人する際に(社保適用のない)非正規社員を選択する事例がある実態を把握して議論すべき」といった発言がありましたが、年金部会の部会長によって「いただいた発言を踏まえ、専門委員会の議論を運営していきたい。」との扱いになりました。

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。